

附属機関等設置運営要綱

昭和62年5月1日
62総総行第5号
知事決定
改正 昭和62年5月1日
改正 昭和62年5月23日
改正 平成7年7月1日
改正 平成8年7月16日
改正 平成9年4月1日
改正 平成14年4月1日
改正 平成16年4月1日
改正 平成17年4月1日
改正 平成17年7月16日
改正 平成17年8月1日
改正 平成18年4月1日
改正 平成19年4月1日
改正 平成20年7月1日
改正 平成22年4月1日

第1 目的

この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及びこれに類似する機関の設置及び運営について、法令による定めがある場合を除き、準拠すべき基本的事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において「局長」とは、東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）第9条第1項に規定する局長並びに青少年・治安対策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長及び消防總監をいう。

第3 附属機関の設置

条例により附属機関を設置するときは、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 1 専門知識の導入、公正の確保、利害の調整又は民意の反映を特に必要とすること。
- 2 附属機関の機能、目的及び所掌事項が明確であること。
- 3 既に設置されている附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事項が重複しないこと。

第4 既設置機関の見直し

既に設置されている附属機関については、次に掲げる基準により不断に見直しを行い、整理合理化に努めること。

1 廃止基準

- (1) 目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により必要性が低下したもの
- (3) 他の行政手段等で代替可能なもの

2 統合基準

- (1) 機能が同一又は類似しているもの
- (2) 行政の総合性確保のため統合が望ましいもの

第5 委員の選任

委員は、次に掲げる基準により選任するものとする。

- 1 公正を確保し得る委員構成とすること。
- 2 都職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと。
- 3 既に設置されている附属機関の委員の職にある者は、特に必要がある場合を除き、委員に充てないこと。
- 4 委員の任期は、原則として1期2年とし、再任する場合には長期にわたらないようにすること。
- 5 女性委員の積極的な登用を図ること。

第6 附属機関の運営

- 1 運営に関する基本事項は、これを明らかにすること。
- 2 調査審議は、原則として公開するものとし、非公開とするときは、その根拠を明らかにすること。
- 3 議事録は、作成するものとし、原則として公開するものとする。非公開とするときは、その根拠を明らかにすること。

第7 全庁的調整

- 1 局長は、附属機関の設置改廃を行おうとするときは、総務局長に協議しなければならない。
- 2 局長は、附属機関の運営状況について総務局長に報告するものとする。

第8 附属機関に類似する機関

- 1 附属機関でないものには、附属機関と紛らわしい名称を付してはならない。
- 2 要綱に基づき知事が臨時に設置する懇談会等の設置、見直し、委員の選任及び運営については第3の2及び3、第4、第5、第6並びに第7の2の規定を準用する。

第9 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。